

資料編

計画書本文中に記載以外で、男女共同参画に関する施策に関係がある資料及びデータを収録しました。

1. 沿革

(1) 地勢

中間市は、福岡県の北部に位置し、北九州市と遠賀郡、鞍手郡に接しています。市の面積は15.98平方キロメートルで、広ぼうは東西6.98キロメートル、南北4.45キロメートルとなっています。市の中央をちょうど南北に一級河川の遠賀川が流れていることから、市域は通称「川東（かわひがし）地区」と「川西（かわにし）地区」に分かれています。

北九州市側となる川東地区には、なだらかな丘陵を背景に閑静な住宅地と商業地などを形成し、市の人口の9割が集中しています。川西地区の広々とした平野部には、美しくのどかな田園風景が広がり、市による工場団地が立地しています。

■ 中間市の位置



(2) 歴史

中間市域は肥沃な遠賀平野に位置していることから古代より稲作が盛んにおこなわれ、弥生時代の農耕文化の伝わりの指標となった「遠賀川式土器」など農耕文化を伝える遺物が多数出土しています。また、古墳時代後期（5 世紀末～6 世紀後半）には、現在の垣生（はぶ）公園にある垣生丘陵周辺に横穴式の群集墓が数多く作られました。これは「垣生羅漢百穴」と呼ばれ県指定文化財となっています。

室町時代には（現在の芦屋町山鹿を拠点として、八幡西区や遠賀郡、中間市、直方市などに所領を持つ）麻生氏と（現在の宗像市を拠点とし、遠賀川西部に勢力を伸ばす）宗像氏の両軍がにらみ合い、数度の合戦によっても決着がつかず、川西を宗像領、川東を麻生領に分割したことが古文書に書かれています。江戸時代には福岡藩の所領になりました。遠賀川の度重なる氾濫を防ぐため、遠賀川堤防の改修と堀川の掘削が始められます。

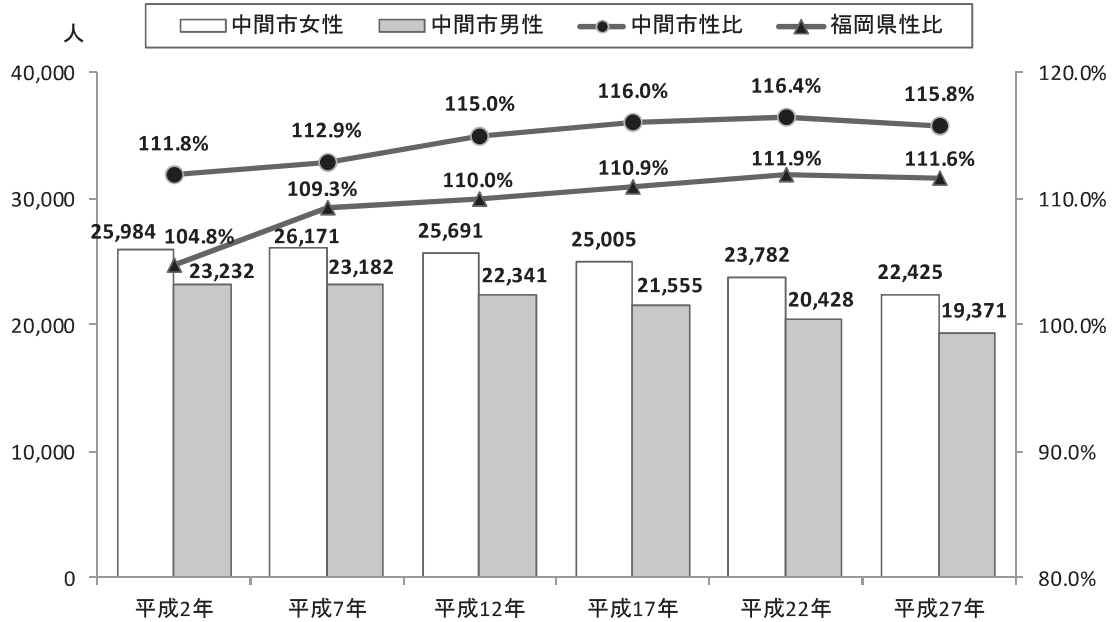
明治末期から昭和初期には、この地で発見された石炭が国の重要なエネルギー源となり、炭坑のまちとして筑豊炭田の一翼を担います。石炭輸送には当初、「川ひらた」と呼ばれる舟が遠賀川と堀川を下っていましたが、明治 24 年（1891）に筑豊本線、明治 45 年（1912）に香月線が開通すると、鉄道の大量輸送に押され、川ひらたは徐々に姿を消して行きました。人口も増え続け、明治末の 4,800 人から昭和 34 年（1959）には 46,000 人にまでなりましたが、炭坑の閉山があり人口は減少傾向になりました。その後、北九州市のベッドタウンとして宅地開発が進んだことにより、平成 7 年には 49,353 人（国勢調査結果）に増加しましたが、その後再び減少傾向となっています。

- 明治 22 年（1889）に中間村と岩瀬村が合併して長津村に
- 大正 11 年（1922）に町制施行で長津町に
- 大正 13 年（1924）に町名変更で中間町に
- 昭和 7 年（1932）に中間町と底井野村が合併して中間町に
- 昭和 33 年（1958）11 月に市町村合併特例法に基づき市制施行し中間市に



2. 人口・世帯数

(1) 男女別にみた人口の推移



注) 性比＝女性人口/男性人口×100

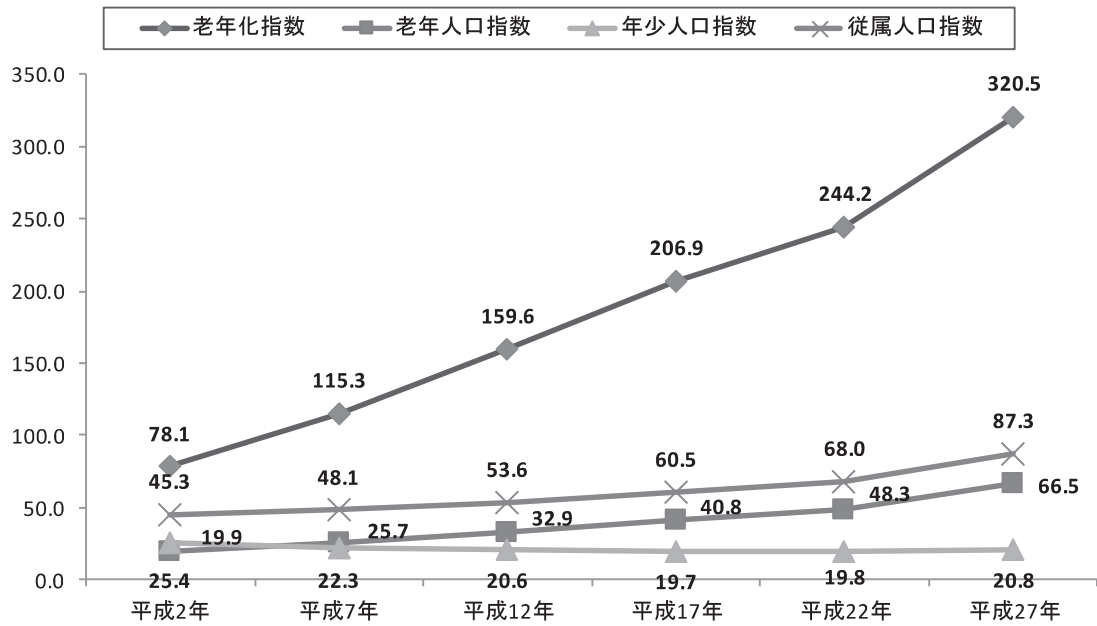
男女別人口の推移

単位: 人

		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
中間市	総人口	49,216	49,353	48,032	46,560	44,210	41,796
	女性	25,984	26,171	25,691	25,005	23,782	22,425
	男性	23,232	23,182	22,341	21,555	20,428	19,371
福岡県	総人口	4,811,050	4,933,393	5,015,699	5,049,908	5,071,968	5,101,556
	女性	2,507,563	2,575,868	2,626,875	2,655,814	2,678,003	2,691,138
	男性	2,393,487	2,357,525	2,388,824	2,394,094	2,393,965	2,410,418

※国勢調査

(2) 年齢3区別にみた人口構成



年齢3区別の人口構成

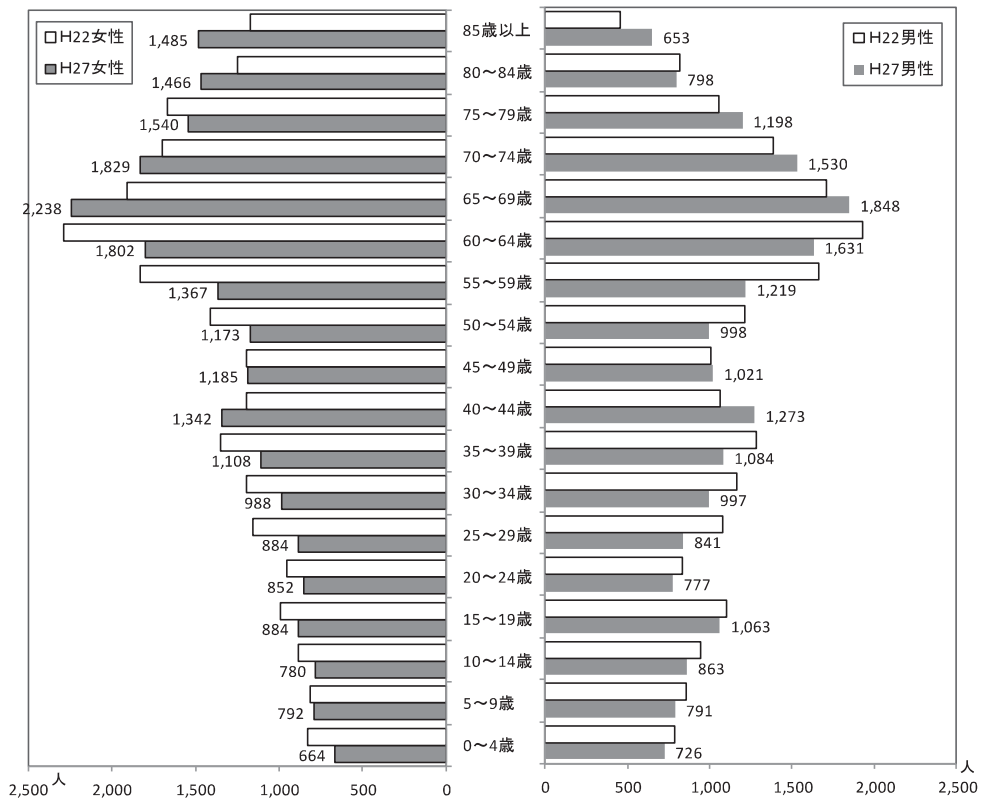
単位: 人

		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成27年 (福岡県)
年齢	総人口	49,216	49,353	48,032	46,560	44,210	41,796	5,101,556
	A.年少人口	8,609	7,443	6,452	5,720	5,122	3,970	676,045
	B.生産年齢人口	33,853	33,330	31,279	29,008	25,915	19,121	3,057,855
	C.老年人口	6,724	8,579	10,298	11,832	12,510	12,723	1,304,764
指数	老年化指数(C/AX100)	78.1	115.3	159.6	206.9	244.2	320.5	193.0
	老年人口指数(C/BX100)	19.9	25.7	32.9	40.8	48.3	66.5	42.7
	年少人口指数(A/BX100)	25.4	22.3	20.6	19.7	19.8	20.8	22.1
	従属人口指数((A+C)/BX100)	45.3	48.1	53.6	60.5	68.0	87.3	64.8

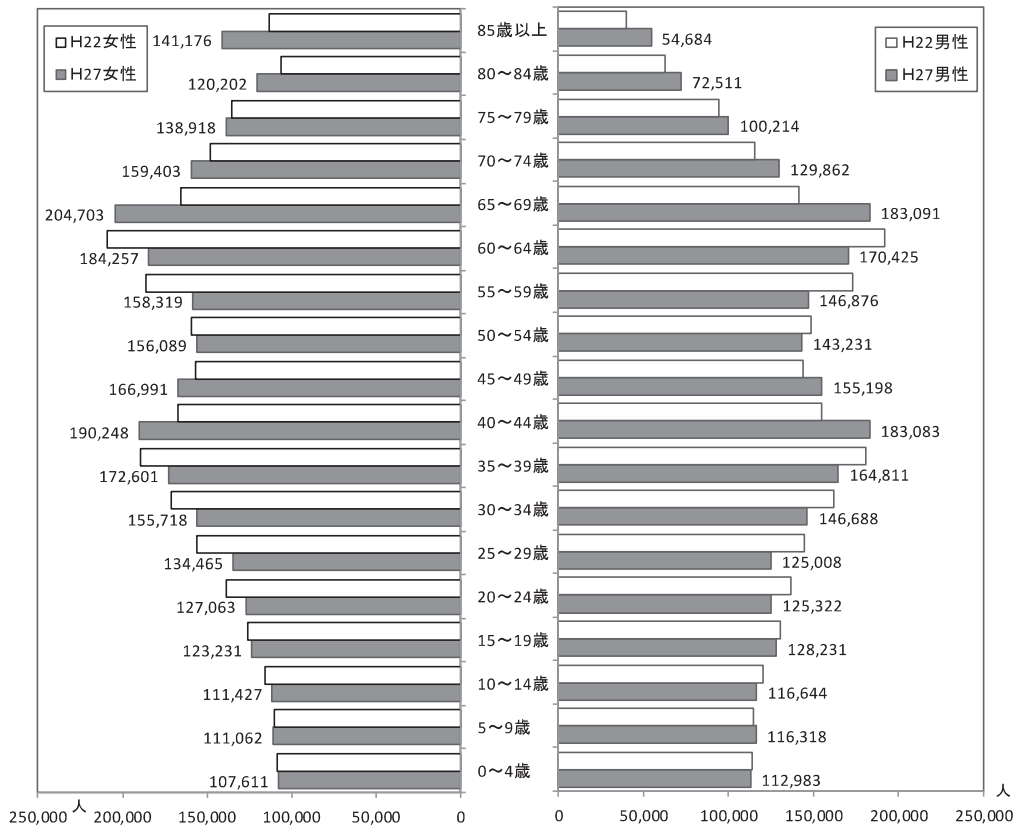
※国勢調査

(3) 5歳階級人口ピラミッド

<中間市>



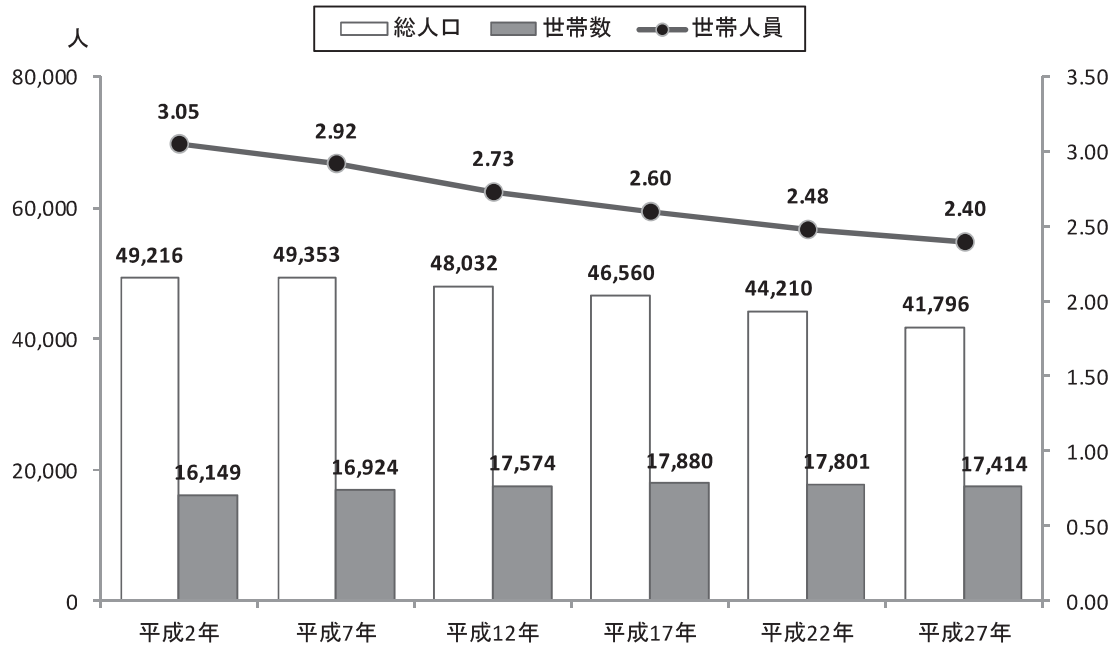
<福岡県>



注) グラフ内の数値はH27のデータを記載

※国勢調査

(4) 世帯数・世帯人員の推移



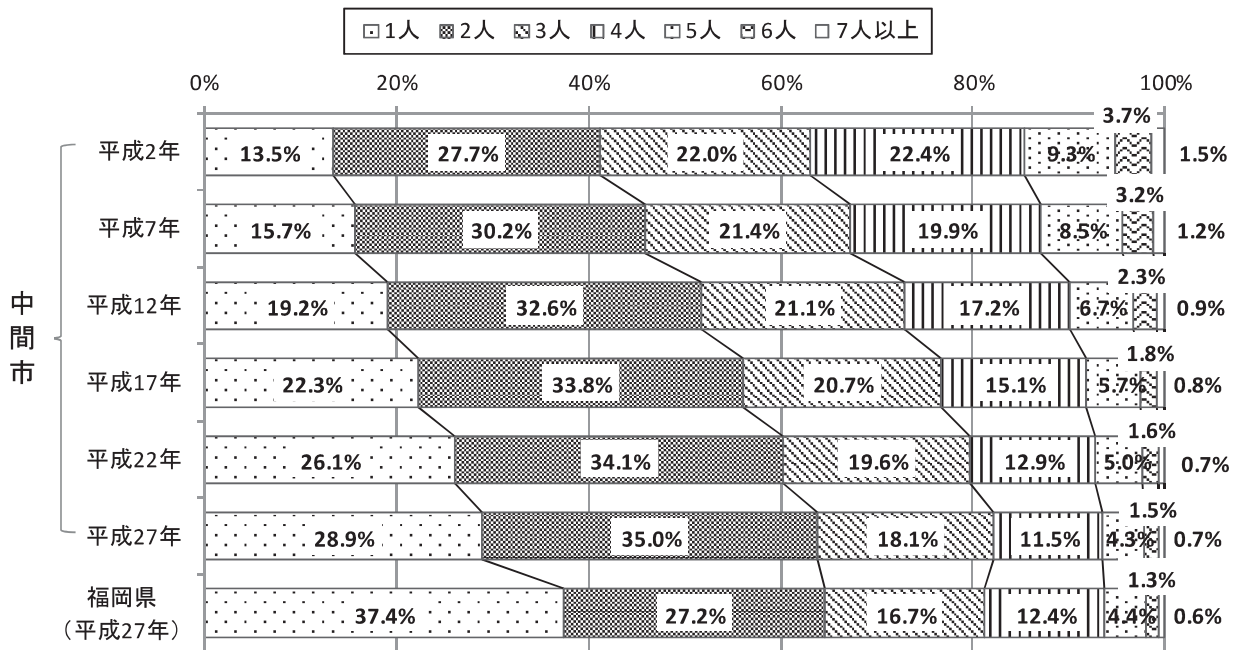
世帯数・世帯人員の推移

単位：人、世帯

		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
中間市	総人口	49,216	49,353	48,032	46,560	44,210	41,796
	世帯数	16,149	16,924	17,574	17,880	17,801	17,414
	世帯人員	3.05	2.92	2.73	2.60	2.48	2.40
福岡県	総人口	4,811,050	4,933,393	5,015,699	5,049,908	5,071,968	5,101,556
	世帯数	1,639,213	1,782,911	1,917,721	2,009,911	2,110,468	2,201,037
	世帯人員	2.93	2.77	2.62	2.51	2.40	2.32

※国勢調査

(5) 世帯人員別一般世帯数の推移



注) 構成比は一般世帯を100としたときの比率

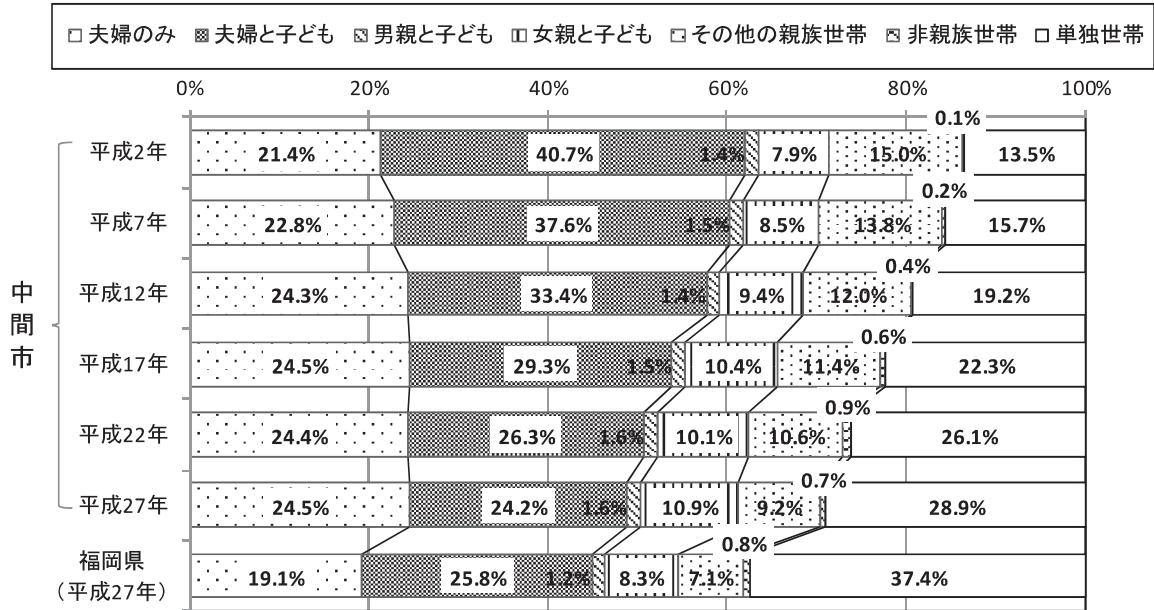
世帯人員別一般世帯数の推移

単位: 世帯

	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	実数 (世帯)	構成比 (%)	実数 (世帯)	構成比 (%)	実数 (世帯)	構成比 (%)	実数 (世帯)	構成比 (%)	実数 (世帯)	構成比 (%)	実数 (世帯)	構成比 (%)
中間市												
一般世帯数	16,104	100.0%	16,913	100.0%	17,560	100.0%	17,864	100.0%	17,778	100.0%	17,389	100.0%
1人	2,169	13.5%	2,654	15.7%	3,363	19.2%	3,984	22.3%	4,645	26.1%	5,029	28.9%
2人	4,459	27.7%	5,103	30.2%	5,724	32.6%	6,030	33.8%	6,059	34.1%	6,090	35.0%
3人	3,535	22.0%	3,621	21.4%	3,713	21.1%	3,690	20.7%	3,479	19.6%	3,156	18.1%
4人	3,600	22.4%	3,361	19.9%	3,023	17.2%	2,694	15.1%	2,295	12.9%	1,995	11.5%
5人	1,504	9.3%	1,436	8.5%	1,175	6.7%	1,011	5.7%	890	5.0%	748	4.3%
6人	601	3.7%	541	3.2%	403	2.3%	318	1.8%	285	1.6%	257	1.5%
7人以上	236	1.5%	197	1.2%	159	0.9%	137	0.8%	125	0.7%	114	0.7%
福岡県												
一般世帯数	1,623,805	100.0%	1,774,183	100.0%	1,906,862	100.0%	1,984,662	100.0%	2,106,654	100.0%	2,196,617	100.0%
1人	393,846	24.3%	490,053	27.6%	576,717	30.2%	630,031	31.7%	736,339	35.0%	820,806	37.4%
2人	355,506	21.9%	417,544	23.5%	478,630	25.1%	521,351	26.3%	563,201	26.7%	597,783	27.2%
3人	292,510	18.0%	319,928	18.0%	345,328	18.1%	361,459	18.2%	370,069	17.6%	367,239	16.7%
4人	336,833	20.7%	320,658	18.1%	308,072	16.2%	300,131	15.1%	287,110	13.6%	272,418	12.4%
5人	147,458	9.1%	137,996	7.8%	124,572	6.5%	110,986	5.6%	100,365	4.8%	96,349	4.4%
6人	62,989	3.9%	57,014	3.2%	48,216	2.5%	40,162	2.0%	33,277	1.6%	28,762	1.3%
7人以上	34,663	2.1%	30,990	1.7%	25,327	1.3%	20,542	1.0%	16,293	0.8%	13,260	0.6%

※国勢調査

(6) 家族類型別一般世帯数の推移



家族類型別一般世帯数の推移

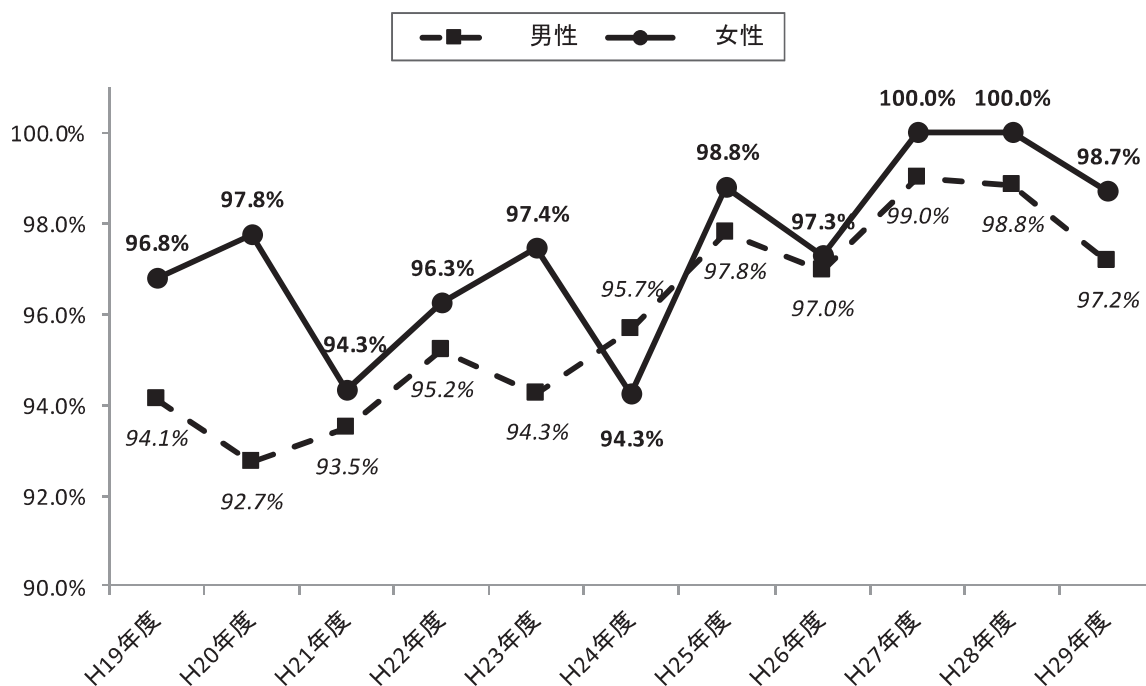
単位: 世帯

	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		
	実数 (世帯)	構成比	実数 (世帯)	構成比	実数 (世帯)	構成比	実数 (世帯)	構成比	実数 (世帯)	構成比	実数 (世帯)	構成比	
中間市	一般世帯数	16,104	100.0%	16,913	100.0%	17,560	100.0%	17,864	100.0%	17,778	100.0%	17,389	100.0%
	(核家族) 夫婦のみ	3,445	21.4%	3,856	22.8%	4,270	24.3%	4,379	24.5%	4,331	24.4%	4,268	24.5%
	(核家族) 夫婦と子ども	6,553	40.7%	6,352	37.6%	5,870	33.4%	5,234	29.3%	4,677	26.3%	4,206	24.2%
	(核家族) 男親と子ども	224	1.4%	249	1.5%	243	1.4%	272	1.5%	277	1.6%	276	1.6%
	(核家族) 女親と子ども	1,276	7.9%	1,438	8.5%	1,644	9.4%	1,855	10.4%	1,793	10.1%	1,888	10.9%
	その他の親族世帯	2,414	15.0%	2,326	13.8%	2,105	12.0%	2,041	11.4%	1,885	10.6%	1,601	9.2%
	非親族世帯	23	0.1%	38	0.2%	65	0.4%	99	0.6%	165	0.9%	117	0.7%
	単独世帯	2,169	13.5%	2,654	15.7%	3,363	19.2%	3,984	22.3%	4,645	26.1%	5,029	28.9%
福岡県	一般世帯数	1,623,805	100.0%	1,774,183	100.0%	1,906,862	100.0%	1,984,662	100.0%	2,106,654	100.0%	2,196,617	100.0%
	(核家族) 夫婦のみ	260,525	16.0%	305,350	17.2%	346,517	18.2%	369,671	18.6%	394,489	18.7%	420,249	19.1%
	(核家族) 夫婦と子ども	595,046	36.6%	594,657	33.5%	589,607	30.9%	578,203	29.1%	567,730	26.9%	567,372	25.8%
	(核家族) 男親と子ども	17,271	1.1%	19,664	1.1%	22,350	1.2%	24,783	1.2%	25,105	1.2%	26,619	1.2%
	(核家族) 女親と子ども	112,653	6.9%	126,159	7.1%	144,850	7.6%	163,301	8.2%	176,112	8.4%	182,910	8.3%
	その他の親族世帯	241,211	14.9%	233,122	13.1%	218,615	11.5%	206,523	10.4%	183,962	8.7%	156,857	7.1%
	非親族世帯	3,253	0.2%	5,176	0.3%	8,206	0.4%	12,150	0.6%	19,646	0.9%	17,556	0.8%
	単独世帯	393,846	24.3%	490,053	27.6%	576,717	30.2%	630,030	31.7%	736,339	35.0%	820,806	37.4%

※国勢調査(類型不詳があるため必ずしも合計は一致しない)

3. 教育

(1) 中学校卒業生における進学率の推移



中学卒業生の進路の推移

単位:人

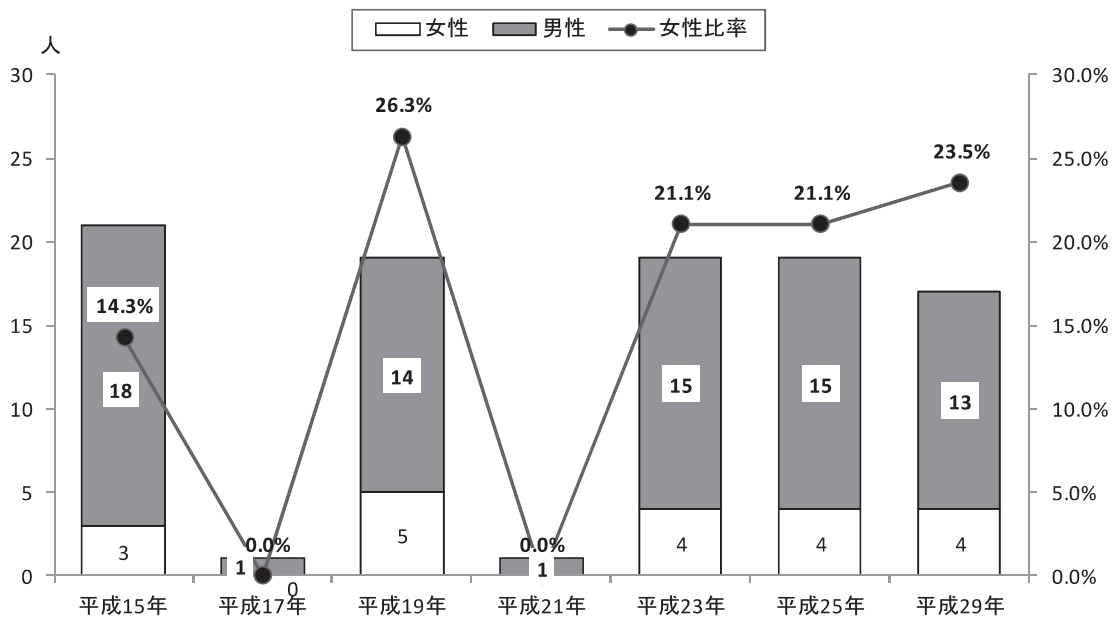
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
中間市	総数	426	430	409	374	370	359	361	353	359	370	334
	進学者計	406	410	384	358	355	341	343	335	353	362	324
	男性	224	191	201	178	164	177	177	192	200	168	171
	女性	182	219	183	180	191	164	166	143	153	194	153
	就業者計	20	20	25	16	15	18	6	10	2	2	7
	男性	14	15	14	9	10	8	4	6	2	2	5
	女性	6	5	11	7	5	10	2	4	0	0	2
	進学率	95.3%	95.3%	93.9%	95.7%	95.9%	95.0%	98.3%	97.1%	99.4%	99.5%	97.9%
	男性	94.1%	92.7%	93.5%	95.2%	94.3%	95.7%	97.8%	97.0%	99.0%	98.8%	97.2%
	女性	96.8%	97.8%	94.3%	96.3%	97.4%	94.3%	98.8%	97.3%	100.0%	100.0%	98.7%

※学校教育課

注) 就職者の中に無業者及び各種学校・職業訓練校の生徒を含む

4. 方針決定の場への女性の参画

(1) 中間市議会における女性議員の割合



議会等における女性議員の割合

単位：人

		平成15年	平成17年	平成19年	平成21年	平成23年	平成25年	平成29年
立候補者数	総数	24	2	20	2	20	21	19
	女性	3	0	5	0	4	4	4
	男性	21	2	15	2	16	17	15
	女性比率	12.5%	0.0%	25.0%	0.0%	20.0%	19.0%	21.1%
当選者数	定数	21	1	19	1	19	19	17
	女性	3	0	5	0	4	4	4
	男性	18	1	14	1	15	15	13
	女性比率	14.3%	0.0%	26.3%	0.0%	21.1%	21.1%	23.5%
摘要		一般選挙	補欠選挙	一般選挙	補欠選挙	一般選挙	一般選挙	一般選挙

※総務課

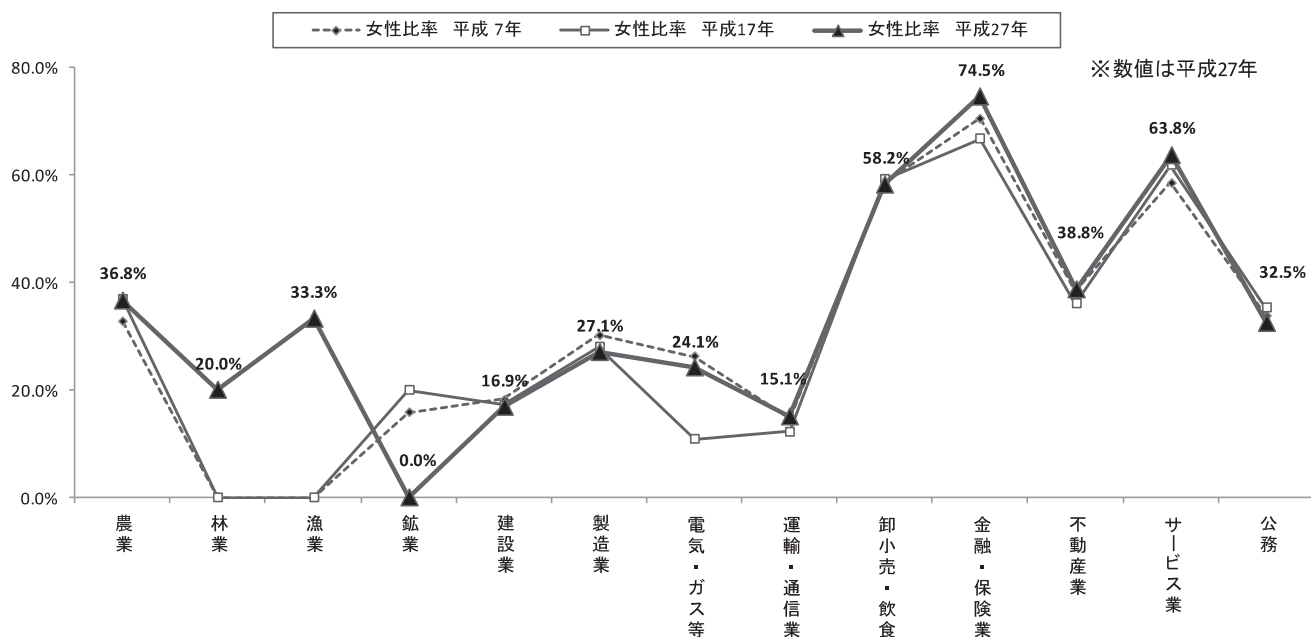
5. 就業状況

(1) 職業別にみた女性就業者数の状況

	総数	管理的 職業従 事者	専門的・ 技術的職 業従事者	事務従事 者	販売従事 者	サービス 職業従事 者	保安職 業従事 者	農林漁 業従事 者	生産工 程従事 者	輸送機 械運転 従事者	建設・ 採掘従 事者	運輸・ 清掃・ 包装等 従事者	分類不 能の職 業	
中間市	女性 計(人)	7,798	77	1,360	1,808	1,144	1,850	5	49	738	24	47	518	178
	15～19歳	113	0	2	7	34	47	0	0	13	0	1	6	3
	20～24歳	544	0	109	105	104	139	0	0	50	1	2	20	14
	25～29歳	590	1	116	157	78	131	0	2	65	0	2	21	17
	30～34歳	648	2	125	160	94	154	1	0	60	2	4	27	19
	35～39歳	738	4	157	204	88	156	0	3	61	3	4	34	24
	40～44歳	963	3	184	300	116	192	0	1	93	5	3	50	16
	45～49歳	845	1	161	235	130	177	0	3	79	1	4	44	10
	50～54歳	806	7	173	177	139	178	2	4	62	2	4	39	19
	55～59歳	835	10	159	186	123	207	1	3	69	1	6	55	15
	60～64歳	792	14	98	125	102	215	1	6	109	6	9	92	15
	65歳以上	924	35	76	152	136	254	0	27	77	3	8	130	26
	女性 計(%)	100.0%	1.0%	17.4%	23.2%	14.7%	23.7%	0.1%	0.6%	9.5%	0.3%	0.6%	6.6%	2.3%
	15～19歳	100.0%	0.0%	1.8%	6.2%	30.1%	41.6%	0.0%	0.0%	11.5%	0.0%	0.9%	5.3%	2.7%
	20～24歳	100.0%	0.0%	20.0%	19.3%	19.1%	25.6%	0.0%	0.0%	9.2%	0.2%	0.4%	3.7%	2.6%
	25～29歳	100.0%	0.2%	19.7%	26.6%	13.2%	22.2%	0.0%	0.3%	11.0%	0.0%	0.3%	3.6%	2.9%
	30～34歳	100.0%	0.3%	19.3%	24.7%	14.5%	23.8%	0.2%	0.0%	9.3%	0.3%	0.6%	4.2%	2.9%
	35～39歳	100.0%	0.5%	21.3%	27.6%	11.9%	21.1%	0.0%	0.4%	8.3%	0.4%	0.5%	4.6%	3.3%
	40～44歳	100.0%	0.3%	19.1%	31.2%	12.0%	19.9%	0.0%	0.1%	9.7%	0.5%	0.3%	5.2%	1.7%
45～49歳	100.0%	0.1%	19.1%	27.8%	15.4%	20.9%	0.0%	0.4%	9.3%	0.1%	0.5%	5.2%	1.2%	
50～54歳	100.0%	0.9%	21.5%	22.0%	17.2%	22.1%	0.2%	0.5%	7.7%	0.2%	0.5%	4.8%	2.4%	
55～59歳	100.0%	1.2%	19.0%	22.3%	14.7%	24.8%	0.1%	0.4%	8.3%	0.1%	0.7%	6.6%	1.8%	
60～64歳	100.0%	1.8%	12.4%	15.8%	12.9%	27.1%	0.1%	0.8%	13.8%	0.8%	1.1%	11.6%	1.9%	
65歳以上	100.0%	3.8%	8.2%	16.5%	14.7%	27.5%	0.0%	2.9%	8.3%	0.3%	0.9%	14.1%	2.8%	
福岡県	女性 計(人)	1,030,947	9,887	196,520	275,186	134,693	191,303	2,548	23,250	72,127	2,842	2,947	71,464	48,180
	15～19歳	15,024	2	572	1,451	3,971	6,039	137	36	950	29	20	516	1,301
	20～24歳	72,494	16	16,245	14,997	13,463	15,982	471	357	4,256	153	144	1,790	4,620
	25～29歳	89,245	76	22,919	25,251	13,404	13,923	374	504	4,987	192	166	2,539	4,910
	30～34歳	96,943	207	23,241	29,185	13,107	15,382	313	582	5,727	198	194	3,656	5,151
	35～39歳	109,574	397	24,880	35,583	12,798	17,348	281	856	6,807	285	261	5,161	4,917
	40～44歳	128,271	672	25,905	43,643	14,313	20,021	285	1,075	9,013	499	361	7,473	5,011
	45～49歳	116,290	887	23,543	37,550	13,274	19,313	193	1,185	8,108	406	300	7,532	3,999
	50～54歳	107,813	1,215	22,515	31,083	13,169	19,083	170	1,581	7,488	307	283	7,691	3,228
	55～59歳	99,475	1,387	18,691	24,142	12,563	19,488	135	2,309	8,085	268	316	9,192	2,899
	60～64歳	86,582	1,567	10,329	16,588	10,946	19,847	98	3,496	8,541	252	395	11,204	3,319
	65歳以上	109,236	3,461	7,680	15,713	13,685	24,877	91	11,269	8,165	253	507	14,710	8,825
	女性 計(%)	100.0%	1.0%	19.1%	26.7%	13.1%	18.6%	0.2%	2.3%	7.0%	0.3%	0.3%	6.9%	4.7%
	15～19歳	100.0%	0.0%	3.8%	9.7%	26.4%	40.2%	0.9%	0.2%	6.3%	0.2%	0.1%	3.4%	8.7%
	20～24歳	100.0%	0.0%	22.4%	20.7%	18.6%	22.0%	0.6%	0.5%	5.9%	0.2%	0.2%	2.5%	6.4%
	25～29歳	100.0%	0.1%	25.7%	28.3%	15.0%	15.6%	0.4%	0.6%	5.6%	0.2%	0.2%	2.8%	5.5%
	30～34歳	100.0%	0.2%	24.0%	30.1%	13.5%	15.9%	0.3%	0.6%	5.9%	0.2%	0.2%	3.8%	5.3%
	35～39歳	100.0%	0.4%	22.7%	32.5%	11.7%	15.8%	0.3%	0.8%	6.2%	0.3%	0.2%	4.7%	4.5%
	40～44歳	100.0%	0.5%	20.2%	34.0%	11.2%	15.6%	0.2%	0.8%	7.0%	0.4%	0.3%	5.8%	3.9%
45～49歳	100.0%	0.8%	20.2%	32.3%	11.4%	16.6%	0.2%	1.0%	7.0%	0.3%	0.3%	6.5%	3.4%	
50～54歳	100.0%	1.1%	20.9%	28.8%	12.2%	17.7%	0.2%	1.5%	6.9%	0.3%	0.3%	7.1%	3.0%	
55～59歳	100.0%	1.4%	18.8%	24.3%	12.6%	19.6%	0.1%	2.3%	8.1%	0.3%	0.3%	9.2%	2.9%	
60～64歳	100.0%	1.8%	11.9%	19.2%	12.6%	22.9%	0.1%	4.0%	9.9%	0.3%	0.5%	12.9%	3.8%	
65歳以上	100.0%	3.2%	7.0%	14.4%	12.5%	22.8%	0.1%	10.3%	7.5%	0.2%	0.5%	13.5%	8.1%	

※平成27年国勢調査

(2) 産業別女性就業者数と女性比率の推移

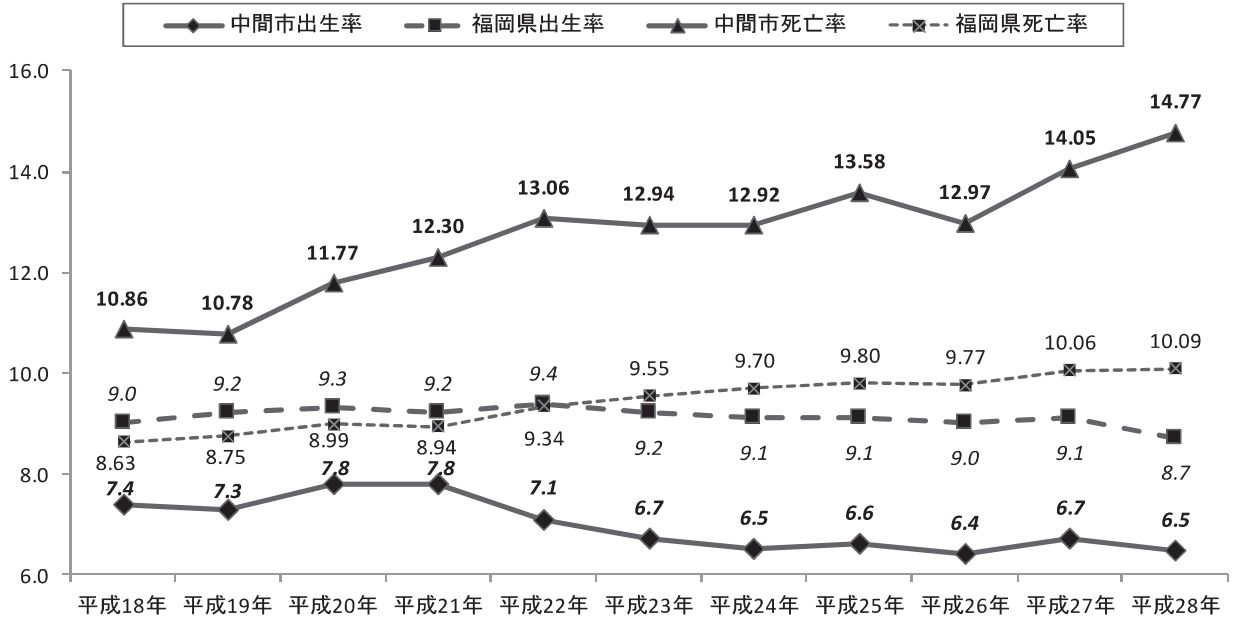


	農業	林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	運輸・通信業	卸売・小売・飲食店	金融・保険業	不動産業	サービス業	公務	
実数(人)														
中間市	平成2年	181	3	3	16	3,068	5,147	94	1,467	4,437	558	122	4,432	757
	うち女性	76	0	0	1	502	1,615	18	172	2,547	402	43	2,581	271
	平成7年	180	0	2	19	3,341	4,870	103	1,419	4,556	516	115	5,267	711
	うち女性	59	0	0	3	609	1,475	27	208	2,673	364	44	3,084	241
	平成12年	125	0	2	11	3,301	4,021	95	1,363	4,516	423	107	5,549	595
	うち女性	45	0	0	2	578	1,230	19	229	2,665	287	44	3,315	189
	平成17年	149	3	0	5	2,649	3,673	55	1,165	3,579	334	144	6,741	615
	うち女性	55	0	0	1	458	1,030	6	143	2,122	223	52	4,168	217
	平成22年	130	4	1	3	2,180	3,157	65	1,106	3,809	278	202	5,573	484
	うち女性	44	0	0	0	309	824	11	169	2,299	197	75	3,501	154
平成27年	144	5	3	5	2,105	3,041	54	1,017	2,718	220	206	6,625	452	
うち女性	53	1	1	0	355	823	13	154	1,583	164	80	4,227	147	
福岡県	平成2年	103,335	1,057	9,987	2,902	231,801	371,674	12,527	151,947	569,193	73,065	26,074	534,297	83,301
	うち女性	48,808	244	2,551	262	39,333	135,362	1,916	21,581	282,629	42,467	9,895	285,364	19,988
	平成7年	91,592	991	8,322	2,465	259,342	348,179	13,721	161,477	616,568	73,677	26,125	622,301	85,989
	うち女性	41,774	221	2,289	218	44,959	124,514	2,188	16,339	307,109	41,768	10,368	337,024	21,866
	平成12年	78,910	842	6,839	1,566	247,156	317,932	13,267	163,528	599,950	67,952	28,066	685,604	82,223
	うち女性	36,218	182	1,886	266	40,380	111,665	1,965	30,434	309,278	37,628	11,508	380,200	20,490
	平成17年	74,824	568	5,827	684	217,328	278,930	11,122	185,797	470,936	60,145	32,649	833,522	82,090
	うち女性	33,139	81	1,591	96	34,282	92,623	1,420	37,218	237,746	32,649	13,328	485,224	20,595
	平成22年	60,199	1,000	4,607	660	183,705	263,231	11,370	190,177	553,104	56,706	44,686	688,593	79,546
	うち女性	25,635	151	1,301	101	29,984	82,154	1,578	40,098	294,308	32,460	17,775	410,419	20,954
平成27年	58,701	960	3,941	660	177,709	276,116	11,708	186,674	378,068	53,766	48,999	866,672	79,022	
うち女性	24,311	141	1,107	96	30,216	85,163	1,687	40,106	197,044	30,951	20,111	526,466	22,227	
女性比率(%)														
中間市	平成2年	42.0%	0.0%	0.0%	6.3%	16.4%	31.4%	19.1%	11.7%	57.4%	72.0%	35.2%	58.2%	35.8%
	平成7年	32.8%	-	0.0%	15.8%	18.2%	30.3%	26.2%	14.7%	58.7%	70.5%	38.3%	58.6%	33.9%
	平成12年	36.0%	-	0.0%	18.2%	17.5%	30.6%	20.0%	16.8%	59.0%	67.8%	41.1%	59.7%	31.8%
	平成17年	36.9%	0.0%	-	20.0%	17.3%	28.0%	10.9%	12.3%	59.3%	66.8%	36.1%	61.8%	35.3%
	平成22年	33.8%	0.0%	0.0%	0.0%	14.2%	26.1%	16.9%	15.3%	60.4%	70.9%	37.1%	62.8%	31.8%
	平成27年	36.8%	20.0%	33.3%	0.0%	16.9%	27.1%	24.1%	15.1%	58.2%	74.5%	38.8%	63.8%	32.5%
福岡県	平成2年	47.2%	23.1%	25.5%	9.0%	17.0%	36.4%	15.3%	14.2%	49.7%	58.1%	37.9%	53.4%	24.0%
	平成7年	45.6%	22.3%	27.5%	8.8%	17.3%	35.8%	15.9%	10.1%	49.8%	56.7%	39.7%	54.2%	25.4%
	平成12年	45.9%	21.6%	27.6%	17.0%	16.3%	35.1%	14.8%	18.6%	51.6%	55.4%	41.0%	55.5%	24.9%
	平成17年	44.3%	14.3%	27.3%	14.0%	15.8%	33.2%	12.8%	20.0%	50.5%	54.3%	40.8%	58.2%	25.1%
	平成22年	42.6%	15.1%	28.2%	15.3%	16.3%	31.2%	13.9%	21.1%	53.2%	57.2%	39.8%	59.6%	26.3%
	平成27年	41.4%	14.7%	28.1%	14.5%	17.0%	30.8%	14.4%	21.5%	52.1%	57.6%	41.0%	60.7%	28.1%

※国勢調査

6. 家庭環境

(1) 出生数と死亡数の推移



中間市における出生数と死亡数の推移

単位: 人

		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	
中間市	出生数	計	342	333	349	347	314	292	279	283	272	280	266
		男	164	147	166	178	171	148	137	141	151	152	137
		女	178	186	183	169	143	144	142	142	121	128	129
		出生率(人口千人対)	7.4	7.3	7.8	7.8	7.1	6.7	6.5	6.6	6.4	6.7	6.5
	死亡数	計	499	489	528	546	574	563	558	581	549	583	608
		男	267	258	295	290	294	291	267	305	290	306	312
		女	232	231	233	256	280	272	291	276	259	277	296
		死亡率(人口千人対)	10.86	10.78	11.77	12.30	13.06	12.94	12.92	13.58	12.97	14.05	14.77
	新生児死亡数	計	0	1	0	2	0	1	0	0	0	1	0
		男	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0
		女	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0
		死亡率(人口千人対)	0.00	3.00	0.00	5.76	0.00	3.42	0.00	0.00	0.00	3.57	0.00
周産期死亡数	計	2	1	2	2	1	1	0	1	1	3	0	
	妊娠22週以降の死産	2	1	2	2	1	0	0	1	1	2	0	
	生後1週間未満の死亡	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	
	死亡率(人口千人対)	5.81	2.99	5.70	5.73	3.17	3.42	0.00	3.52	3.66	10.64	0.00	

※福岡県保健統計年報

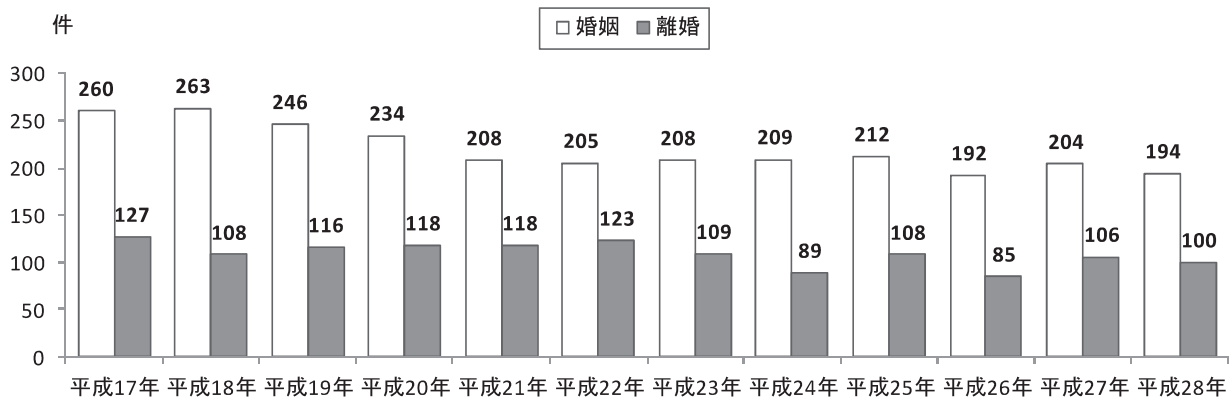
福岡県における出生数と死亡数の推移

単位：人

福岡県	出生数	計	45,304	46,393	46,695	46,084	46,818	46,220	45,815	45,897	45,203	45,235	44,033
		男	23,323	23,842	23,915	23,374	24,211	23,672	23,560	23,541	23,293	23,137	22,766
		女	21,981	22,551	22,780	22,710	22,607	22,548	22,255	22,356	21,910	22,098	21,267
		出生率(人口千人対)	9.0	9.2	9.3	9.2	9.4	9.2	9.1	9.1	9.0	9.1	8.7
	死亡数	計	43,270	43,919	45,134	44,879	46,996	48,112	48,957	49,456	49,317	50,259	51,006
		男	22,728	22,780	23,514	23,320	24,231	24,581	24,729	24,872	24,716	25,013	25,727
		女	20,542	21,139	21,620	21,559	22,765	23,531	24,228	24,584	24,601	25,246	25,279
		死亡率(人口千人対)	8.63	8.75	8.99	8.94	9.34	9.55	9.70	9.80	9.77	10.06	10.09
	新生儿死亡数	計	46	54	58	48	55	56	47	41	44	45	30
		男	24	22	32	27	31	23	21	21	26	24	16
		女	22	32	26	21	24	33	26	20	18	21	14
		死亡率(人口千人対)	1.02	1.16	1.24	1.04	1.17	1.21	1.03	0.89	0.97	0.99	0.68
	周産期死亡数	計	177	202	201	186	200	202	194	157	170	177	149
		妊娠22週以降の死産	143	157	159	153	160	157	158	123	133	142	123
		生後1週間未満の死亡	34	45	42	33	40	45	36	34	37	35	26
		死亡率(人口千人対)	3.89	4.34	4.29	4.02	4.26	4.36	4.22	3.41	3.75	3.90	3.37

※福岡県保健統計年報

(2) 婚姻件数と離婚件数の推移



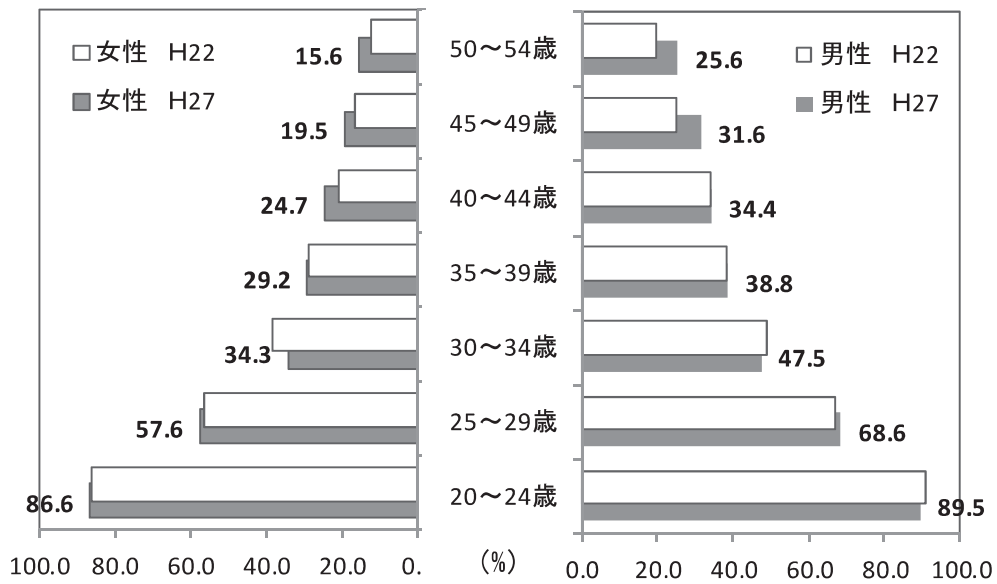
単位：件

		平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
中間市	婚姻	260	263	246	234	208	205	208	209	212	192	204	194
	離婚	127	108	116	118	118	123	109	89	108	85	106	100
福岡県	婚姻	28,715	30,006	29,486	30,017	29,419	29,247	28,966	27,974	28,183	27,359	27,566	26,567
	離婚	11,567	11,291	11,115	11,037	11,121	10,952	10,671	10,541	10,290	9,981	10,063	9,772

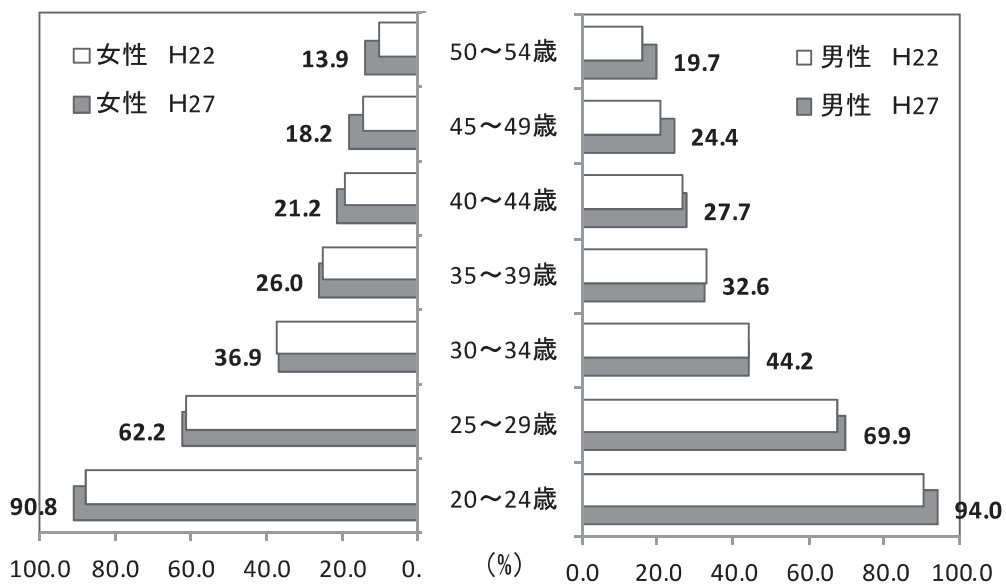
※福岡県保健統計年報

(3) 年齢階級別未婚率の推移

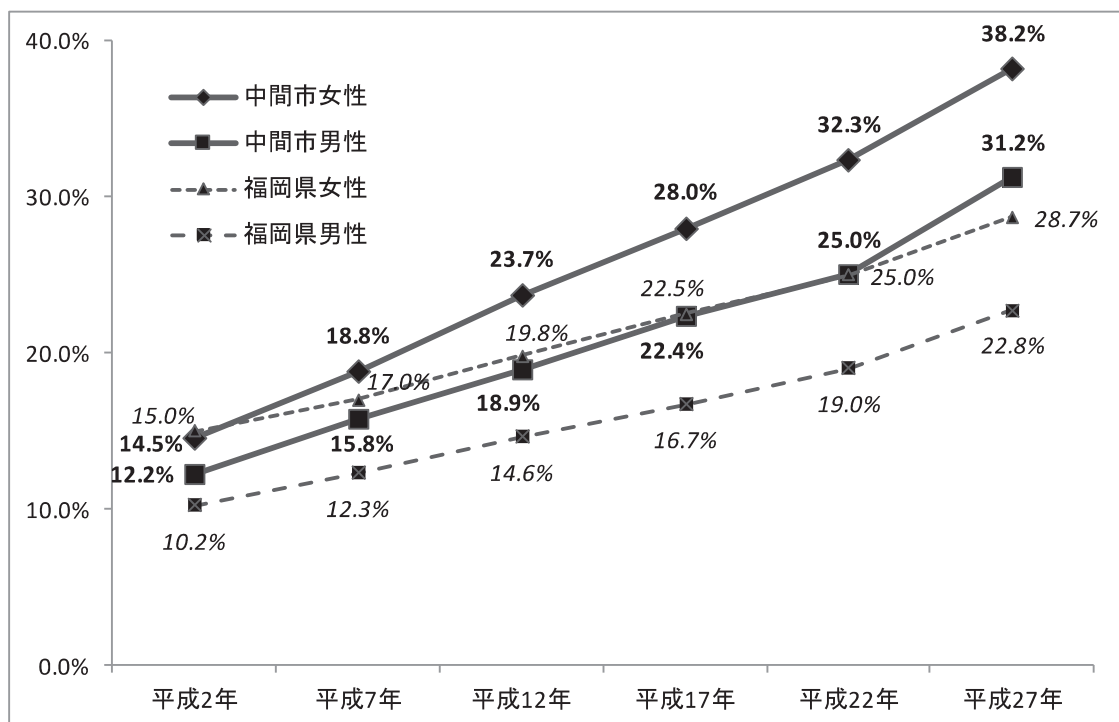
中間市



福岡県



(4) 高齢化率の推移



注) 高齢化率=65歳以上人口÷総人口×100

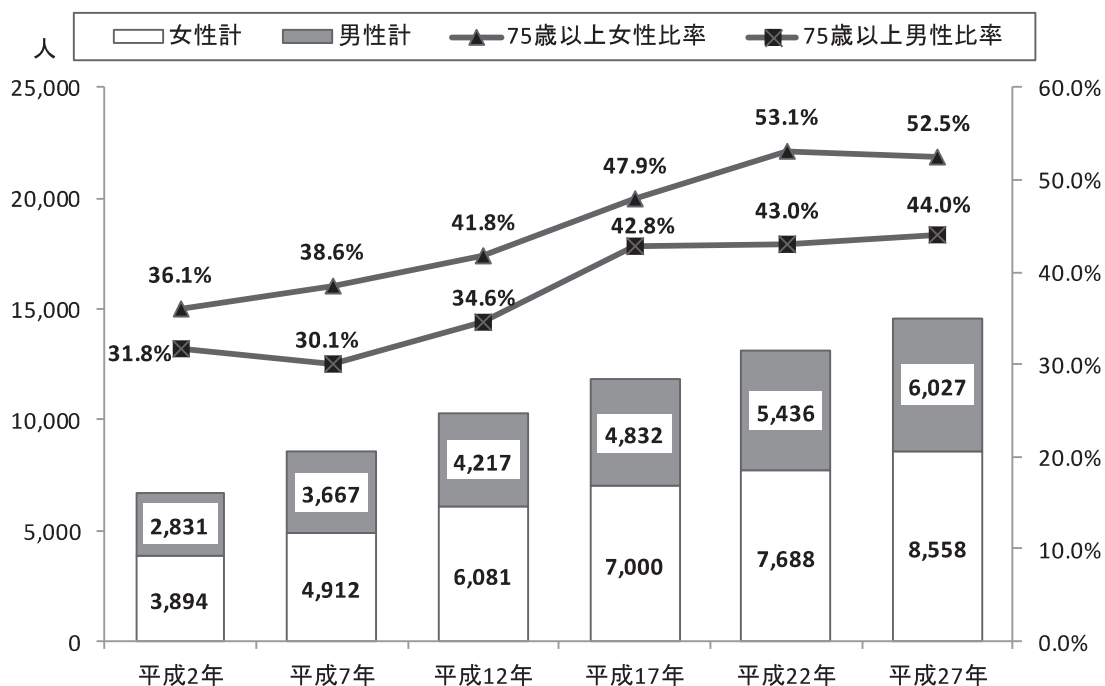
単位:人

		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
中間市	65歳以上 計	6,724	8,579	10,298	11,832	13,124	14,585
	女性	3,894	4,912	6,081	7,000	7,688	8,558
	男性	2,831	3,667	4,217	4,832	5,436	6,027
福岡県	65歳以上 計	597,869	728,574	870,290	997,798	1,123,376	1,304,764
	女性	363,637	439,140	520,923	596,896	668,682	764,402
	男性	234,232	289,434	349,367	400,902	454,694	540,362

※国勢調査

(5) 高齢者人口の構造

中間市

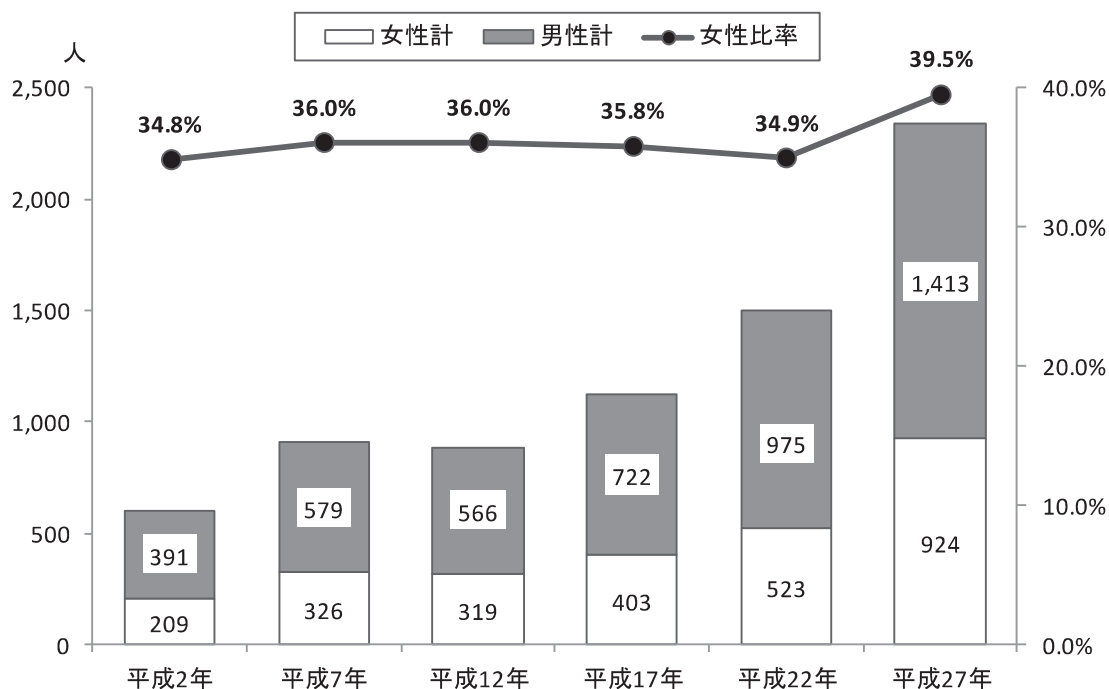


単位：人

		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
中間市	65歳以上(計)	6,724	8,579	10,298	11,832	13,124	14,585
	女性(計)	3,894	4,912	6,081	7,000	7,688	8,558
	65～74歳	2,489	3,017	3,541	3,648	3,602	4,067
	75歳以上	1,405	1,895	2,540	3,352	4,086	4,491
	75歳以上比率	36.1%	38.6%	41.8%	47.9%	53.1%	52.5%
	男性(計)	2,831	3,667	4,217	4,832	5,436	6,027
	65～74歳	1,930	2,564	2,758	2,766	3,101	3,378
	75歳以上	900	1,102	1,459	2,066	2,335	2,649
75歳以上比率	31.8%	30.1%	34.6%	42.8%	43.0%	44.0%	
福岡県	65歳以上(計)	597,869	728,574	870,290	997,798	1,123,376	1,304,764
	女性(計)	363,637	439,140	520,923	596,896	668,682	764,402
	65～74歳	208,507	249,347	281,436	297,866	313,006	364,106
	75歳以上	155,130	189,793	239,487	299,030	355,676	400,296
	75歳以上比率	42.7%	43.2%	46.0%	50.1%	53.2%	52.4%
	男性(計)	234,232	289,434	349,367	400,902	454,694	540,362
	65～74歳	146,299	189,945	224,642	237,992	257,465	312,953
	75歳以上	87,933	99,489	124,725	162,910	197,229	227,409
75歳以上比率	37.5%	34.4%	35.7%	40.6%	43.4%	42.1%	

※国勢調査

(6) 65歳以上の就業数



単位: 人

		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
中間市	65歳以上(計)	600	905	885	1,125	1,498	2,337
	女性(計)	209	326	319	403	523	924
	65~74歳	175	276	266	336	428	793
	75歳以上	34	50	53	67	95	131
	男性(計)	391	579	566	722	975	1,413
	65~74歳	341	507	488	619	848	1,220
	75歳以上	50	72	78	103	127	193
福岡県	65歳以上(計)	103,460	139,018	149,204	98,170	192,349	263,576
	女性(計)	37,699	49,257	55,469	37,559	77,155	109,236
	65~74歳	31,715	41,211	44,782	30,220	60,398	88,734
	75歳以上	5,984	8,046	10,687	7,339	16,757	20,502
	男性(計)	65,761	89,761	93,735	60,611	115,194	154,340
	65~74歳	53,250	74,757	76,431	49,380	90,544	126,348
	75歳以上	12,511	15,004	17,304	11,231	24,650	27,992

※国勢調査

中間市男女共同参画推進条例 (平成 25 年 9 月 27 日条例第 25 号)

わが国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国際社会と連動し、男女平等の実現に向けた様々な取組が行われてきました。平成 11 年 6 月に「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の形成が 21 世紀の最重要課題と位置付けられています。

中間市では、平成 10 年に「中間市人権擁護条例」を制定し、あらゆる差別のないまちづくりを目指し、また、平成 16 年には、「中間市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向け、様々な取組を行っています。

しかしながら、男女の役割を性別によって固定的にとらえる慣行や制度、性別による差別や偏見、暴力など今なお多くの課題が残っています。

また、少子・高齢化は、急速に進展しており、今後人口が減少していく社会が到来することが予測されています。こうした社会経済情勢の急速な変化に対応できる活力あるまちづくりを進めていくためには、女性のチャレンジ支援を積極的に進めることにより、女性の個性と能力を十分に発揮できる社会を構築することが必要となっています。

このような状況を踏まえ、中間市は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、市、市民及び事業者等が一体となって「一人一人が活きるまち なかま」を実現するため、この条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、中間市(以下「市」という。)の男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実行することにより、性にかかわらず、市民の人権が尊重され、豊かで活力ある男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住する者、市内に通勤する者、市内に通学する者及び市内を活動の拠点とする個人をいう。
- (4) 事業者等 市内において、事業所を有する法人(個人事業主を含む。)その他の団体をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動により相手方の尊厳を傷つけ、不利益を与え、又はその生活環境を害することをいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者(配偶者であった者を含む。)、恋人等親密な関係にある者に対する身体的、精神的、性的、経済的又は言語的な暴力をいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として積極的に行わなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保され、男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく制度又は慣行を見直し、社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

- (3) 男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は民間団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動と両立できるよう配慮されること。
- (5) 男女が対等な関係のもとに、互いの身体的特徴及び性に関する理解を深めるとともに、妊娠、出産等に関して自ら決定し、個人の意思が尊重され、生涯にわたり身体的精神的及び社会的に良好な状態が確保されること。
- (6) 家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる場から暴力や虐待、他の者を不快にさせる性的な言動が根絶されること。

(市の責務)

- 第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「推進施策」という。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 市は、推進施策を実施するために必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。
 - 3 市は、国、県その他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民及び事業者等と協力して推進施策を実施しなければならない。
 - 4 市は、市民及び事業者等の模範となるよう、自ら率先して男女共同参画の推進に取り組まなければならない。

(市民の責務)

- 第5条 市民は、基本理念に基づき、男女共同参画について理解を深め、地域、家庭、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に自ら積極的に取り組むよう努めなければならない。
- 2 市民は、市が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、基本理念に基づき、事業又は活動において、男女共同参画の推進に積極的に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 事業者等は、その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、育児、介護その他の家庭における役割を果たしながら職業生活を営むことができるよう、職場環境等の整備に努めなければならない。

(人権侵害行為の禁止)

第7条 全ての人は、地域、家庭、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、その他男女間において相手方に身体的又は精神的苦痛を与える行為が人権を侵害する行為であることを認識し、これを行ってはならない。

(情報の公表に際しての配慮)

第8条 全ての人は、公表する情報において、性別による固定的な役割分担、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等を助長又は連想させる表現を行わないよう配慮しなければならない。

第2章 基本的施策

(男女共同参画に係る基本的な計画)

- 第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本計画(以下「男女共同参画プラン」という。)を策定しなければならない。
- 2 男女共同参画プランは、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 総合的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、男女共同参画プランを策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第18条第1項の規定により設置する中間市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、広く市民の意見を反映させるための措置を講じなければならない。

4 市長は、男女共同参画プランを策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

5 市長は、社会の情勢の変化等に対応するため、必要に応じて男女共同参画プランの見直しを図らなければならない。

6 市長は、毎年、男女共同参画プランの実施状況について、報告書を作成し、公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、あらゆる施策を策定し、又は実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(市民の理解を深めるための措置)

第11条 市は、市民が男女共同参画についての関心と理解を深めることができるように、必要な教育及び学習の機会を提供するものとする。

2 市は、広報広聴活動等を通じて、基本理念に関する市民及び事業者等の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

3 市は、基本理念に関する市民の理解を深めるため、幼児教育(保育園及び幼稚園)、学校教育(小学校及び中学校)、社会教育その他の教育活動に関わる者に対して適切な支援を行うものとする。

(市における男女共同参画推進の取組)

第12条 市は、政策の立案及び決定の過程における男女共同参画の推進のために、次に掲げる事項に積極的に取り組むものとする。

(1) 市長その他の執行機関の附属機関として設置する審議会等に委員を任命、委嘱又は選任するときは、男女の委員の数について、一方の性に偏らないように努めること。

(2) 男女の別なく、職員の能力及び意欲に応じた登用を図るため、女性職員に係る職域の拡大、能力向上の機会の確保に努めること。

(3) 職員が育児休業、介護休暇等家庭生活を支援する制度を性別にかかわらず活用できる職場環境の整備に努めること。

(家庭生活とその他の活動との両立支援)

第13条 市は、性別にかかわらず全ての人が、共に家事、子育て、介護その他の家庭生活における活動と職場、学校及び地域等における活動とを両立して行うことができるよう、情報の提供など適切な支援に努めなければならない。

(農林水産業等における男女共同参画社会の形成の促進)

第14条 市は、農林水産業、商工業等の自営業において、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、その経営又はこれらに関する活動若しくは地域における活動に共同して参画する機会を確保するため、活動の支援及び必要な環境整備を行うよう努めなければならない。

(調査研究)

第15条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な事項の調査研究を行うよう努めるものとする。

(推進体制の整備等)

第16条 市は、男女共同参画の推進に向けて、推進施策を総合的に策定し、実施し、又は評価するために必要な体制の整備に努めるものとする。

2 市は、市民及び民間の団体による男女共同参画社会の形成に関する取組の拠点施設の設置に努めるものとする。

(苦情及び相談への対応)

第17条 市が実施する施策で、男女共同参画の形成に影響を及ぼすと認められる施策について苦情の申出があった場合は、関係機関と連携して適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 性別による差別的取扱い、その他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が阻害された場合の市民からの相談に関し、市は、速やかに関係機関と連携し適切な措置を講じなければならない。

- 3 市は、前2項に規定する苦情の申出及び相談に関する問題解決を図るため、相談窓口を置かなければならない。

第3章 中間市男女共同参画審議会

(男女共同参画審議会の設置)

第18条 本市における男女共同参画の推進を図るため、中間市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関して調査及び審議を行う。

(1) 男女共同参画社会の形成に向けた施策に関すること。

(2) 前号の施策の実施状況に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成に関すること。

3 審議会は、前項各号に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、市長が委嘱した15人以内の委員をもって組織する。

5 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満にならないよう努めなければならない。

6 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 雑則

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。
(中間市男女共同参画審議会設置条例の廃止)

2 中間市男女共同参画審議会設置条例(平成21年
中間市条例第8号)は、廃止する。

平成31年3月28日

中間市長 福田 浩 様

中間市男女共同参画審議会
会 長 河 内 祥 子

中間市男女共同参画プランの見直しについて

本会議は、平成16年に策定された「中間市男女共同参画プラン」が平成26年の見直しから5年が経過し、本年が2回目の見直しの年にあたることから、平成30年4月1日から平成31年3月5日まで5回にわたり審議を重ねてまいりました。

その結果、別紙のとおり「中間市男女共同参画プラン（案）」がまとまりましたので、提出いたします。

中間市男女共同参画審議会委員名簿

任期 平成29年4月1日～平成31年3月31日

区分	氏名	所属等
学識経験者	河内 祥子	福岡教育大学
人権部門	有馬 周子	人権擁護委員会
福祉部門	末次 哲	ボランティア協議会
教育部門	坂口 充笑	教育委員会
労働部門	城後 鐵郎	商工会議所
	梅田 福太郎	ひびき青年会議所
市民団体	三角 由紀子	女性ネットなかま
市民代表	奥田 淳二	一般公募
	西内 憲子	一般公募
	橋本 道子	一般公募
	堀内 敏治	一般公募

※委員の順序は条例による

[敬称略]

本プラン策定に係る中間市男女共同参画審議会の審議経過

開催日		主な審議内容
第1回	平成30年4月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度中間市男女共同参画行動計画各課報告 ・平成30年度中間市男女共同参画プラン策定について
第2回	平成30年11月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・中間市男女共同市民意識調査報告書(案)について
第3回	平成30年12月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・中間市男女共同参画プランきらりⅡ(骨子案)について
第4回	平成31年1月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・中間市男女共同参画プランきらりⅡ(素案)について ・本プラン素案に対するパブリックコメントについて
第5回	平成31年3月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・中間市男女共同参画プランきらりⅡ(素案)について ・本プラン素案に対するパブリックコメント結果報告 ・本プラン最終審議 ・市長への答申

男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

最終改正：平成一一年一月二二日法律第一六〇号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となる

おそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念ののっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念ののっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して請じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する

基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指

定する者

- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。
(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。
(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。
(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年法律第六十四号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
 - 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
 - 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成しよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。)の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（権限の委任）

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十八条第四項の規定に違反した者

二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項の規定に違反した者

二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二九年三月三十一日法律第一四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二・三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

(平成30年法律第28号)

(平成30年5月23日公布・施行)

(目的)

第一条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市町村長の職（次条において「公選による公職等」という。）にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること（以下「政治分野における男女共同参画」という。）が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

(基本原則)

第二条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。

2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則（次条において単に「基本原則」という。）にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする。

(政党その他の政治団体の努力)

第四条 政党その他の政治団体は、基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めるものとする。

(実態の調査及び情報の収集等)

第五条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、国内外における当該取組の状況に関する実態の調査並びに当該取組に関する情報の収集、整理、分析及び提供（次項及び第九条において「実態の調査及び情報の収集等」という。）を行うものとする。

2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

(啓発活動)

第六条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うよう努めるものとする。

(環境整備)

第七条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うよう努めるものとする。（人材の育成等）

第八条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、人材の育成及び活用に資する施策を講ずるよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第九条 国は、実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

中間市男女共同参画プラン きらりⅡ

「元気な風がふくまち なかま」
～ “ひとり一人が生きるまち なかま” をめざして～

平成31年3月

発 行	福岡県中間市
企画・編集	中間市市民部人権男女共同参画課（中間市人権センター内） 〒809-0011 福岡県中間市岩瀬一丁目 17 番 1 号 TEL 093 (245) 3511 FAX 093 (245) 3519